

個別手続のオンライン化実施計画（地方公共団体が扱う手続(地方自治法第2条第9項第2号法定受託事務)）

見直し状況（該当あり：1、該当なし：0）

事 項	根拠規定	年間平均申 請件数	13年度	14年度	15年度	手続の見直し			備考
						該当の有無	該当件数	内 容	
			該当なし						
所 管 手 続 数 合 計		年度別オンライン 化実施方案提示数				計	計		
				オンライン化実施方案 提示数合計（計画期間					

個別手続のオンライン化実施計画（地方公共団体が扱う手続(地方自治法第2条第8項自治事務)）

見直し状況（該当あり：1、該当なし：0）

事項	根拠規定	年間平均申請件数	13年度	14年度	15年度	手続の見直し			備考
						該当の有無	該当件数	内容	
貸金業の登録	貸金業の規制等に関する法律第3条第1項	58	実施方策検討	標準仕様の提示		1	3	受付時間の延長（24時間化）、住民票減(住基システムにより代替)、商業登記簿原本減(商業登記電子認証制度により代替)	
貸金業の登録の更新	貸金業の規制等に関する法律第3条第2項	409	実施方策検討	標準仕様の提示		1	3	受付時間の延長（24時間化）、住民票減(住基システムにより代替)、商業登記簿原本減(商業登記電子認証制度により代替)	
貸金業者の基本的事項の変更の届出（1）商号、名称又は氏名及び住所の変更（2）役員、重要な使用人の氏名及び住所の変更（3）営業所又は事務所の名称及び所在地の変更等	貸金業の規制等に関する法律第8条第1項	6000	実施方策検討	標準仕様の提示		1	3	受付時間の延長（24時間化）、住民票減(住基システムにより代替)、商業登記簿原本減(商業登記電子認証制度により代替)	
廃業等の届出（1）貸金業者が死亡した場合（2）法人等が合併により消滅した場合（3）貸金業者が破産した場合、等	貸金業の規制等に関する法律第10条第1項	50	実施方策検討	標準仕様の提示		1	2	受付時間の延長（24時間化）、戸籍簿原本減(現在検討中の戸籍情報を電子的に取得する方法にて代替するため)	
契約約款の内容となるべき事項の認可	貸金業の規制等に関する法律第27条第2項		実施方策検討	標準仕様の提示		1	1	受付時間の延長（24時間化）	
貸金業者の事業報告書の提出	貸金業の規制等に関する法律第41条の2	133	実施方策検討	標準仕様の提示		1	1	受付時間の延長（24時間化）	
不動産特定共同事業の許可	不動産特定共同事業法第3条第1項	9	実施方策検討	標準仕様の提示		1	2	受付時間の延長（24時間化）、商業登記簿原本減(商業登記電子認証制度により代替)	
不動産特定共同事業の変更の許可	不動産特定共同事業法第8条第1項	0	実施方策検討	標準仕様の提示		1	1	受付時間の延長（24時間化）	
不動産特定共同事業の業務の種別の変更等の認可	不動産特定共同事業法第9条第1項	1	実施方策検討	標準仕様の提示		1	1	受付時間の延長（24時間化）	
不動産特定共同事業の事務所の追加設置の認可	不動産特定共同事業法第9条第2項	2	実施方策検討	標準仕様の提示		1	1	受付時間の延長（24時間化）	
不動産特定共同事業の許可内容の変更の届出	不動産特定共同事業法第10条	100	実施方策検討	標準仕様の提示		1	3	受付時間の延長（24時間化）、住民票減(住基システムにより代替)、商業登記簿原本減(商業登記電子認証制度により代替)	
不動産特定共同事業の廃業等の届出	不動産特定共同事業法第11条第1項	0	実施方策検討	標準仕様の提示		1	1	受付時間の延長（24時間化）	
不動産特定共同事業の事業報告書の提出	不動産特定共同事業法第33条	63	実施方策検討	標準仕様の提示		1	1	受付時間の延長（24時間化）	
		年度別オンライン化実施方策提示数	0	13	0	計	計	23	
				オンライン化実施方策提示数合計(計画期間)		13			

平成 15 年度までのオンライン化実施が特に困難な個別手続

1 地方公共団体が扱う手続(地方自治法第 2 条第 9 項第 2 号法定受託事務)

事 項	根拠規定	年間平均申 請件数	13 年度	14 年度	15 年度	備考
			該当なし			
手 続 数 合 計		-	-	-	-	

2 地方公共団体が扱う手続(地方自治法第 2 条第 8 項自治事務)

事 項	根拠規定	年間平均申 請件数	13 年度	14 年度	15 年度	備考
			該当なし			
手 続 数 合 計		-	-	-	-	